

感染症により入学試験を欠席した場合の入学検定料返還手続きについて

薬学研究科

看護学研究科

リハビリテーション科学研究科

1. 学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していない場合、その感染症が他の受験生や監督者に拡がるおそれがありますので、原則として入学試験の受験をご遠慮願います。
2. 1により本学入学試験を欠席する場合は、当該入学試験にかかる入学検定料を返還しますので、次の要領で手続きを行ってください。

【入学検定料返還の対象者】

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していないために入学試験を欠席した志願者。

【入学検定料返還の申請方法】

- Ⓐ 1に該当する場合（該当するか分からない場合も含む）は、下記の受付期限までに連絡してください。

受付期限：試験当日の8：00まで

連絡先：神戸教学課 大学院係 (daigakuin(at)ml.hyo-med.ac.jp)

※“(at)”を“@”に置き換えてください。

※連絡することなく欠席した場合は、通常の欠席として取り扱います。
(入学検定料は返還しません。)

- Ⓑ 以下の申請書類を提出してください。

- ・入学検定料返還申請書〈本学指定様式〉
※受付後、本学より郵送します。

- ・診断書

※以下の内容が記載されているもの

病名・・・学校保健安全法で出席停止が定められている感染症名

加療期間・・・欠席した試験日が含まれているもの